

■消防同意が不要な建築物

防火・準防火地域以外の一戸建て専用住宅〔※〕

※住宅の用途以外の部分の面積が延べ面積の 1/2 未満かつ 50 m²以下

★長屋、共同住宅は、消防同意が必要

■消防同意が不要な場合でも消防の「工事計画届」が必要な市町村

- ・尾張管内・・・北名古屋市、小牧市、清須市、長久手市、日進市、尾張旭市、豊明市、春日町、豊山町、東郷町
- ・一宮管内・・・一宮市、犬山市、岩倉市、稲沢市、江南市、大口町、扶桑町
- ・海部管内・・・あま市、愛西市、弥富市、蟹江町、大治町、飛島村
- ・知多管内・・・大府市、常滑市
- ・西三河管内・・・幸田町
- ・豊田加茂管内・・・豊田市、みよし市
- ・東三河管内・・・蒲郡市、田原市

■名古屋市

- ・専用住宅、長屋・・・OCR票のみ
- ・上記以外の建築物・・・OCR票+工事計画届